新たなごみ処理施設等整備運営事業者選定支援業務委託 特記仕様書(プロポーザル方式)

第1章 総則

本仕様書は、埼玉中部環境保全組合(以下、「発注者」という。)が発注する「新たなごみ処理施設等整備運営事業者選定支援業務委託」(以下、「本業務」という。)に適用する。

1 業務の目的

一部事務組合である発注者は鴻巣市、北本市、吉見町(以下、「構成市町」という。)の一般廃棄物の中間処理等を行っている。令和5年度に建設検討委員会を設置し、調査・検討を重ね、令和6年度に新たなごみ処理施設等整備基本計画(以下「基本計画」という。)を策定した。また、同年度に実施したPFI等導入可能性調査の結果を踏まえ、DBO方式による新たなごみ処理施設等整備運営事業での実施を検討する予定である。なお、基本計画及びPFI導入可能性調査については、令和7年3月中旬以降に公表予定である。

本業務は、発注者が実施する新たなごみ処理施設等整備運営事業(以下「本事業」という。)の発注準備から契約締結までの一連の事務について、価格の抑制を念頭に適正かつ円滑に遂行し、新たなごみ処理施設等整備運営事業者(以下、「事業者」という。)を選定することを目的とする。

2 委託名称

新たなごみ処理施設等整備運営事業者選定支援業務委託

3 履行期間

契約日から令和10年3月31日

4 履行場所

埼玉県比企郡吉見町大字大串2808番地

5 整備する主な施設の概要

(1) 可燃ごみ処理施設 (ストーカ式、2炉) 147 t/日

(2) 粗大・不燃ごみ処理施設 1 6 . 5 t/日

(3) プラスチック類資源化施設 20.8 t/日

(4) 剪定枝資源化施設 4.1 t/日

(5) ストックヤード 7 0 0 m²

6 建設予定地

埼玉県鴻巣市郷地字魔王、安養寺字埜の各一部

7 業務範囲

- (1) 事業スキーム、事業者募集・選定方法、契約方法の検討に係る支援
- (2) 予定価格等の設定に係る支援
- (3) 実施方針の作成及び公表に係る支援
- (4) 特定事業の選定及び公表に係る支援
- (5) 事業者の募集、評価、選定及び公表に係る支援
- (6) 事業契約締結に係る支援
- (7) 事業者選定委員会の運営支援
- (8) 費用対効果分析書の作成に係る支援
- (9) その他事業者選定に係る支援

8 提出書類

受託者は以下に示す時期に、次の書類を提出し、発注者の承諾を得なければならない。

- (1) 業務の着手時
 - ア 着手届
 - イ 業務工程表
 - ウ 管理技術者及び照査技術者通知書(経歴書添付)
 - 工 業務計画書
- (2) 業務の完了時
 - ア 完了届
 - イ 成果品
- (3) 令和7年度及び8年度の年度末
 - ア 中間報告書

第2章 業務内容

- 1 事業スキーム、事業者募集・選定方法、契約方法の検討に係る支援
 - (1) 事業スキームの検討

本事業を実施するにあたっての適切で合理的な業務範囲(区分)及びリスク分担を設定する。

(2) 事業者募集・選定方法の検討

廃棄物処理施設建設工事の入札・契約の手引き(環境省平成18年7月)等を踏まえ、事業者の募集・選定方法及びスケジュールを検討する。

(3) 施設規模の精査

令和6年度の人口推計等を勘案し、必要に応じて施設規模について精査 するものとする。

(4) 契約方式の検討

本事業を発注するにあたっての契約方法を検討する。

2 予定価格等の設定に係る支援

(1) 参考見積用の要求水準書等の作成支援

「基本計画」及び「PFI導入可能性調査」を踏まえ、参考見積用の要求水準書の作成を行う。必要に応じて構成市町と調整を行う際の技術的アドバイスを行うものとする。

(2) 参考見積の徴取及び予定価格の設定支援

プラントメーカー等に対して参考見積の徴取を行うものとする。 なお、 参考見積用の要求水準書に関する質問回答への対応を含むものとする。

(3) 予定価格の設定支援

予定価格の設定のために、徴取した参考見積及び参考見積設計図書の整理を行う。

3 実施方針の作成及び公表に係る支援

(1) 実施方針の作成支援

PFI法第5条に規定される特定事業の実施に関する方針などを作成する。

(2) 実施方針に対する質問回答書の作成支援

実施方針に対する民間事業者からの質問内容を整理し、質問回答書(案) を作成する。

4 特定事業の選定及び公表に係る支援

事業者への参考見積の徴取結果等を踏まえ、VFM を算出する。VFM 算出結果をもとに、PFI法第7条に規定する特定事業の選定及び公表に関する資料作成を行う。

5 事業者の募集、評価、選定及び公表に係る支援

(1) 事業者募集書類の作成支援

事業者を募集するための以下の資料の作成を行う。

① 入札説明書

事業の概要説明、事業実施の前提条件、事業者の募集、選定手順、入札参加資格、各種書類の提出方法、契約の概要等重要な事項

② 要求水準書

「基本計画」を踏まえた上で、施設の整備(設計・施工)及び運営・維持管理に関するサービス内容、事業者がサービスを実施する際の業務の水準等

③ 落札者決定基準

学識経験者等で構成する埼玉中部環境保全組合新たなごみ処理施設等 整備運営事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の意見等を踏 まえた提案書の評価方法、落札者選定基準

④ 様式集等

事業者に提出させる提案書等の様式集

⑤ その他関係書類

基本協定書(案)、事業契約書(案)等のその他関係書類

(2) 説明会及び現地見学会の開催支援

事業者に対する説明会及び現地見学会の開催について、必要な資料作成、調整等を行う。

- (3) 募集書類等に対する質問回答書の作成支援 事業者からの募集書類等に対する質問回答書案の作成を行う。
- (4) 対面的対話の実施支援

発注者と応募事業者の間での対面的対話について、必要な資料作成、調整等を行う。

(5) 事業者選定のための提案書審査支援

事業者から提出された提案書に関し、資格審査及び基礎審査を行い、提案書等の取りまとめ及び評価用資料等を作成する。また、選定委員会から求められた場合の必要な対応を行う。

(6) 公表資料の作成支援

事業者選定審査結果を公表するための資料の作成を行う。

6 事業契約締結に係る支援

発注者と事業者との間で締結される基本協定書及び事業契約書に関する詳細協議等に立会い、内容、条件等を精査し確認するとともに、速やかな事業契約締結のために必要な事業提案内容の反映等を行う。

7 事業者選定委員会の運営支援

PFI法第5条の実施方針の策定及び第7条の特定事業の選定、並びに第8条の事業者の選定等に関し、学識経験者の意見を聴取するため、選定委員会を設置する。なお、選定委員会の実施回数については、受託者の提案によるものとする。この委員会での運営を円滑に進めるために以下の支援業務を行う。なお、各審査委員への報償費等の審査委員会の運営に係る費用は、発注者が負担する。

- (1) 選定委員会資料等の作成 選定委員会において必要となる会議資料 (案) の作成及び議事録 (案) の作成を行う。
- (2) 選定委員会への出席 選定委員会に出席し、必要に応じて会議資料の説明及び質問回答を行う。

8 費用対効果分析書の作成に係る支援

本事業の内容を踏まえ、費用対効果分析書の作成を行うものとする。

9 その他事業者選定に係る支援

本業務に関連し、必要に応じて行う関連機関との協議(県、構成市町、電力会社、土地改良区等)及び技術面、財務面、法務面からの総合的な支援を行う。

10 成果品

本業務の成果品及び提出部数は、以下のとおりとする。

(1) 事業者選定支援業務委託報告書 2部

(2) 上記に関する電子データ 1式

(3) 各年度における中間報告書 2部